証券コード　8918
平成30年５月１日

株　主　各　位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目８番29号
株式会社　ラ　ン　ド
代表取締役社長　松　谷　昌　樹

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年５月23日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、平成30年５月23日（水曜日）午後７時までに議案に対する賛否をご入力ください。
**　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、26頁から27頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年５月24日（木曜日）　午前10時
２．場　　所　　神奈川県横浜市西区北幸二丁目６番１号　横浜ＡＰビル４階
　　コンベンションルーム「ＡＰ横浜駅西口」
　　（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。）
３．目的事項
　報告事項　　１．第22期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）
　　事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第22期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）
　　計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　議　案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

４．議決権行使のお取り扱い

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎　本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.land.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知記載のものの他、上記の当社ウェブサイトに掲載した事項も含まれております。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.land.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融政策の効果などから、企業収益の改善や雇用情勢の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、米国の政策動向に伴う影響や、わが国の地政学的リスクの高まり等の影響により、先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、事業用地取得競争の激化や建築価格の上昇など、懸念材料も多く、厳しい経営環境が続いてはいるものの、当社グループが新たに手掛けている太陽光発電所の流動化プロジェクト等の自然エネルギー関連投資については、低金利や政府による経済政策を背景に、良好な資金調達環境を活用したエネルギーファンド等の組成が活発であり、大きなビジネスチャンスとなっております。

このような環境下において、当社グループは「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、経営基盤の強化を図るとともに、更なる企業価値の向上を目指し、最大限の努力を継続してまいりました

これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,372百万円(前期比0.9％増)、営業利益は1,352百万円(前期比63.3％増)、経常利益は1,341百万円(前期比70.3％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,203百万円(前期比39.2％増)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、第9回新株予約権の一部行使により、総額240百万円調達いたしました。

また、金融機関等から不動産案件等に係る事業資金として、当連結会計年度中に総額2,156百万円の借入を実行しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、「永続的に成長し続ける」企業体の構築を目指し、新たな事業機会の創出を含めた収益基盤の構築を行うことで、環境変化に強い高収益な企業体質の確立を目指しております。

そのため、他社との差別化を推進し、長期的な競争優位性を維持しながら収益力向上を図るため、特に以下の内容を重要課題として取り組んでまいります。

①事業資金調達力の強化

当社グループは、前連結会計年度において、懸案であった継続企業の前提に関する疑義注記の解消を達成したものの、収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには引続き、事業資金の安定的な調達が課題であると認識しております。

このため、当社グループは、資金調達先の拡充に努めるとともに、資金調達手段の多様化をも図ってまいります。

②収益源の多様化

小規模な経営体制のメリットを最大限に活用し、新規事業の立ち上げや事業再編を含むビジネスドメインの取捨選択を、機動的に判断し、スピード感をもって、効率的に収益機会の拡大を図りながら、グループ全体の企業価値を高めてまいります。

③内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが必要と考えており、その中の重要な経営課題の一つとして、コーポレートガバナンス・コードに添って、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

当社グループは、以上のような経営方針の下、当社のオリジナリティを発揮した事業展開を推進することで、着実な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

項目＼期別	第 19 期 平成27年２月期	第 20 期 平成28年２月期	第 21 期 平成29年２月期	第 22 期 (当連結会計年度) 平成30年２月期
売上高 (千円)	742,614	852,896	4,331,472	4,372,039
経常利益又は経常損失(△) (千円)	77,971	△683,584	787,475	1,341,070
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	50,346	△995,441	864,493	1,203,664
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	0.16	△2.69	2.00	1.80
総資産 (千円)	2,215,200	1,273,536	4,415,582	6,415,624
純資産 (千円)	1,354,554	359,113	2,208,506	3,652,171
１株当たり純資産額 (円)	3.65	0.97	3.98	4.70

(注) 「１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (平成30年２月28日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社２社で構成されており、不動産売買及び不動産投資（太陽光発電所等への投資を含む。）並びに不動産に付随する事業のコンサルティング業務や仲介業務等による手数料の獲得を目的とした不動産事業を営んでおります。

(9) 主要な営業所及び事業所 (平成30年２月28日現在)

当社

本社　　：　神奈川県横浜市西区

(10) 従業員の状況 (平成30年２月28日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	増減なし	41.5歳	5.9年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除く。)であります。

(11) 主要な借入先の状況 (平成30年２月28日現在)

借入先	借入金残高
	千円
EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社	1,200,000
有限会社シーライフ	274,551
株式会社SBJ銀行	184,000
株式会社新銀行東京	118,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成30年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	1,481,146,000株
A種種類株式	2,750,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	775,726,003株 （自己株式247,997株を除く）
A種種類株式	ー　株 （自己株式2,750,000株を除く）

(3) 株主数

普通株式	27,989名
A種種類株式	1名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数		持株比率
		株	%
渡壁謙二	普通株式	36,744,400	4.74
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	普通株式	31,983,500	4.12
今給黎孝	普通株式	12,724,300	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	普通株式	11,430,300	1.47
四元秀一	普通株式	11,000,000	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	普通株式	7,499,900	0.97
栗田智仁	普通株式	7,243,000	0.93
ＧＭＯクリック証券株式会社	普通株式	6,265,600	0.81
高橋和男	普通株式	6,200,000	0.80
小川隆弘	普通株式	5,202,500	0.67

（注）持株比率は自己株式（普通株式247,997株及びA種種類株式2,750,000株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①第９回新株予約権（平成28年５月31日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	平成28年５月31日
新株予約権の数（個）	55（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	275,000,000（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）２
新株予約権の行使期間	自　平成28年６月１日 至　平成33年６月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　（注）２ 資本組入額　（注）３
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、5,000,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第9回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第9回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。ただし、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

①各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより１円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、3円とする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

②第10回新株予約権（平成28年５月31日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	平成28年５月31日
新株予約権の数（個）	110（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	550,000,000（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）２
新株予約権の行使期間	自　平成28年６月１日 至　平成33年６月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　（注）２ 資本組入額　（注）３
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する（注）４
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、5,000,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第10回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。ただし、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより１円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、3円とする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

４．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会が新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めた場合は、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、新株予約権1個につき新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

②新株予約権の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで新株予約権を行使することができないものとし、新株予約権の行使請求方法の定めにかかわらず、当社は、新株予約権の行使請求に応じる義務を負わない。

４．会社役員に関する事項（平成30年２月28日現在）

(1) 取締役の氏名等

氏　　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
松谷昌樹	代表取締役社長	
佐瀬雅昭	常務取締役	管理部長
渡部　隆	常務取締役	経営企画部長
神田威志	取締役	
齊藤守人	取締役（常勤監査等委員）	
五十嵐啓二	取締役（監査等委員）	日比谷見附法律事務所 代表
大畑俊信	取締役（監査等委員）	大畑俊信税理士事務所 代表

（注）1. 当社は、平成29年５月25日開催の第21回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

2. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏、五十嵐啓二氏、大畑俊信氏の３氏は社外取締役であります。なお、当社は３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

3. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏、大畑俊信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏は常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めるため及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため必要と判断しているためです。

6. 監査役平井清志氏は、任期満了により平成29年５月25日付で退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に業務執行取締役を除く取締役（以下、「非業務執行取締役」という。）の責任限定契約に関する規定を設けており、当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

・監査等委員五十嵐啓二氏は、日比谷見附法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査等委員大畑俊信氏は、大畑俊信税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度中の取締役会、監査役会及び監査等委員会での活動状況

氏　　名	主な活動内容
齊　藤　守　人	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会3回全て、監査等委員会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
五十嵐　啓　二	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会3回全て、監査等委員会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大　畑　俊　信	平成29年5月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 取締役及び監査等委員の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く。）　４名　95,700千円
取締役（監査等委員）　３名　11,700千円（うち社外３名11,700千円）
監査役　３名　3,300千円（うち社外３名3,300千円）

（注）1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役を含めております。なお、当社は、平成29年5月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成29年5月25日開催の第21回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額２億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額3,000万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成９年５月31日開催の第１回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いただいております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人元和

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額（千円）
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「企業理念」「経営理念」に基づき誠実に行動し、コンプライアンス重視の姿勢を周知徹底するため、取締役及び使用人に対して、関連諸法令に関する教育の充実等に努める。

② 業務監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの強化を行う。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写できる状態に管理する。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、予見されるリスクの分析と識別を行い、必要に応じ、プロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とする。

② 各担当部署長は、内在するリスクを把握・分析・評価した上で適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。また、当該リスクの軽減に取り組む。

③　内部監査室は内部監査規程に基づき、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告する。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

②　投資に関する案件は、原則として投資委員会の審議を要するものとする。当該投資委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び担当部署長により構成され、常勤監査等委員の立会いのもと、必要に応じて開催する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　関係会社（子会社）の管理は、当社規程に従い、当社の管理部と、当該関係会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、協力して行う。

②　関係会社には、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人を派遣し、当該関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査等委員会は、当該会社の業務執行状況を監査する。

③　各関係会社の事業運営については、各社の取締役より定期的に業務内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行うなど業務の適正を確保する。なお、各関係会社での投資案件等に関しては、原則として当社投資委員会の審議を要するものとする。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性に関する事項

①　当社は、監査等委員会の要請がある場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任する。

②　当該使用人の人事等については、事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①　監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

② 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその職務の執行状況や内部統制システムの構築及び運用状況等について、監査等委員会に報告する。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。

⑤ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を随時監査等委員会に報告するものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

② 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。

③ 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとする。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した改善点につきましては、是正措置等を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は下記のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

内部監査部門である内部監査室は、当社グループの内部監査を毎年定期的に実施し、監査結果を担当役員に報告しております。

(2) リスク管理体制の強化

① 内部通報制度により、当社従業員等が法令、定款、社内規則に違反する行為又は違反するおそれがある行為を発見した場合の報告、相談体制を構築し、運用しております。

② インサイダー取引防止のため、当社役職員が自社株式を売買する場合は、当社担当役員に事前申請し許可を得た場合のみ売買できる体制を取っております。

(3) 企業グループにおける業務の適正の確保

当社グループの管理につきましては、毎月の取締役会にて月次報告を行い、業績及び経営状況を報告しております。

(4) 監査等委員会の監査体制

① 監査等委員会は、毎月及び臨時に開催しており、更に常勤監査等委員につきましては、その他社内会議に出席して情報収集を行い、経営の監視を図っております。

② 当社は監査等委員の職務を補助する使用人を選任しております。当該補助使用人は業務部門を兼任しておりますが、監査等委員職務の補助にあたっては、取締役からの独立性が確保されております。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への長期的な利益還元を経営の重要課題として位置づけております。利益配当につきましては、事業展開及び経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら、安定的な収益計上の体制構築はできたものの、リーマンショック以降の累計損失を埋めるまでには至っておらず、平成30年２月期につきましては、誠に遺憾ながら、配当を実施できる状況にございません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**6,372,281**	**流動負債**	**2,763,453**
現金及び預金	1,027,235	短期借入金	902,000
たな卸資産	3,171,376	１年内返済予定の長期借入金	874,551
共同事業立替金	1,515,710	未払金	394,404
その他	662,181	未払費用	255,430
貸倒引当金	△4,223	未払法人税等	278,590
固定資産	**43,343**	その他	58,475
有形固定資産	**4,561**	**負債合計**	**2,763,453**
建物及び構築物	3,554	純資産の部	
その他	1,007	**株主資本**	**3,643,831**
無形固定資産	**1,338**	資本金	7,614,702
その他	1,338	資本剰余金	7,379,422
投資その他の資産	**37,443**	利益剰余金	△10,910,089
投資有価証券	13,449	自己株式	△440,204
保証金	20,512	**新株予約権**	**8,340**
長期貸付金	34,413		
その他	32,942		
貸倒引当金	△63,873	**純資産合計**	**3,652,171**
資産合計	**6,415,624**	**負債・純資産合計**	**6,415,624**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,372,039**
売上原価		**2,501,129**
売上総利益		**1,870,910**
販売費及び一般管理費		518,341
営業利益		**1,352,568**
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,590	
その他の営業外収益	43,247	52,837
営業外費用		
支払利息	34,930	
株式交付費	10,819	
貸倒引当金繰入額	12,619	
その他の営業外費用	5,965	64,335
経常利益		**1,341,070**
税金等調整前当期純利益		**1,341,070**
法人税、住民税及び事業税		137,405
当期純利益		**1,203,664**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,203,664**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年３月１日期首残高	7,494,222	7,258,942	△12,113,753	△440,204	2,199,206
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	120,480	120,480			240,960
親会社株主に帰属する当期純利益			1,203,664		1,203,664
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	120,480	120,480	1,203,664	－	1,444,624
平成30年２月28日期末残高	7,614,702	7,379,422	△10,910,089	△440,204	3,643,831

	新株予約権	純資産合計
平成29年３月１日期首残高	9,300	2,208,506
連結会計年度中の変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		240,960
親会社株主に帰属する当期純利益		1,203,664
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△960	△960
連結会計年度中の変動額合計	△960	1,443,664
平成30年２月28日期末残高	8,340	3,652,171

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**6,591,660**	**流動負債**	**5,901,023**
現金及び預金	1,027,235	短期借入金	902,000
販売用不動産	52,696	関係会社短期借入金	2,559,302
仕掛販売用不動産	216,968	1年内返済予定の長期借入金	874,551
共同事業出資金	2,901,683	未払費用	911,231
共同事業立替金	1,515,710	未払法人税等	197,609
短期貸付金	508,550	その他	456,328
関係会社短期貸付金	280,693	**固定負債**	**80,976**
その他	92,344	債務保証損失引当金	80,976
貸倒引当金	△4,223	**負債合計**	**5,981,999**
固定資産	**42,551**	純資産の部	
有形固定資産	**4,561**	**株主資本**	**643,871**
建物	3,554	**資本金**	**7,614,702**
その他	1,007	**資本剰余金**	**7,379,422**
無形固定資産	**1,338**	資本準備金	7,379,422
その他	1,338	**利益剰余金**	**△13,910,048**
投資その他の資産	**36,651**	利益準備金	2,516
関係会社出資金	1,100	その他利益剰余金	△13,912,564
関係会社長期貸付金	1,648,167	別途積立金	3,800,000
長期貸付金	34,413	繰越利益剰余金	△17,712,564
長期未収入金	389,940	**自己株式**	**△440,204**
その他	33,962	**新株予約権**	**8,340**
貸倒引当金	△2,070,932	**純資産合計**	**652,211**
資産合計	**6,634,211**	**負債・純資産合計**	**6,634,211**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,372,039**
売上原価		**2,501,129**
売上総利益		**1,870,910**
販売費及び一般管理費		518,325
営業利益		**1,352,584**
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,603	
貸倒引当金戻入額	121,072	
その他の営業外収益	44,148	182,824
営業外費用		
支払利息	114,140	
株式交付費	10,819	
その他の営業外費用	5,964	130,925
経常利益		**1,404,484**
税引前当期純利益		**1,404,484**
法人税、住民税及び事業税		273,880
当期純利益		**1,130,604**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
平成29年３月１日期首残高	7,494,222	7,258,942	2,516	3,800,000	△18,843,168	△15,040,652
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	120,480	120,480				
当期純利益					1,130,604	1,130,604
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	120,480	120,480	－	－	1,130,604	1,130,604
平成30年２月28日期末残高	7,614,702	7,379,422	2,516	3,800,000	△17,712,564	△13,910,048

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成29年３月１日期首残高	△440,204	△727,692	9,300	△718,392
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		240,960		240,960
当期純利益		1,130,604		1,130,604
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△960	△960
事業年度中の変動額合計	－	1,371,564	△960	1,370,604
平成30年２月28日期末残高	△440,204	643,871	8,340	652,211

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年４月16日

株　式　会　社　ラ　ン　ド
　　取　締　役　会　　御　中

監査法人　元　　和
指定社員
業務執行社員　公認会計士　星　山　和　彦　㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ランドの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年４月16日

株　式　会　社　ラ　ン　ド
　　取　締　役　会　　御　中

監 査 法 人　元　　和

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　星　山　和　彦　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　山野井　俊　明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ランドの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年４月17日

株式会社ランド　監査等委員会

常勤監査等委員　　齊　藤　守　人　㊞
監査等委員　　五十嵐　啓　二　㊞
監査等委員　　大　畑　俊　信　㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。
また、当社は、平成29年5月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、平成29年3月1日から移行日までの期間は旧監査役会による監査を行っております。

以上

株主総会参考書類

議　案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	まつたに　まさき 松谷昌樹 （昭和43年6月7日）	平成３年４月　株式会社大京　入社 平成８年12月　当社設立　代表取締役社長（現任）	3,870,000株
2	させ　まさあき 佐瀬雅昭 （昭和40年9月18日）	昭和63年４月　株式会社大京　入社 平成11年３月　株式会社シード　入社 平成12年３月　オートバイテル・ジャパン株式会社　入社 平成13年２月　当社入社　管理部長（現任） 平成15年５月　当社取締役 平成19年５月　当社常務取締役（現任）	146,800株
3	わたなべ　たかし 渡部隆 （昭和40年7月1日）	平成14年５月　当社　入社 平成18年４月　当社管理部次長 平成19年４月　当社経営企画部長（現任） 平成25年５月　当社取締役 平成29年５月　当社常務取締役（現任）	51,100株

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（２）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、平成30年５月23日（水曜日）の午後７時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（３）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会　場　　神奈川県横浜市西区北幸二丁目6番1号　横浜ＡＰビル4階
コンベンションルーム「ＡＰ横浜駅西口」
（会場が前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。）

電　話　　045（411）5109

交　通　　ＪＲ線、東急東横線、京浜急行線「横浜駅」西口より徒歩10分
相模鉄道線、横浜市営地下鉄「横浜駅」10番出口より徒歩10分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。